

高等部卒業後の進路

日中の活動の場

藤沢養護学校

職業訓練校

神奈川能力開発センター
神奈川障害者職業能力開発校

福祉

自立支援法サービス

- ・生活介護
(排泄・食事の介護を行うとともに創作的活動または、生産活動の機会を提供)
- ・自立訓練（生活訓練）
(自立した日常生活ができるよう、一定期間、必要な訓練を行う) 期限：2年
- ・就労継続支援A型（雇用型）
(通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けての支援)
- ・就労継続支援B型（非雇用型）
(通所により就労や生産活動の機会を提供。雇用契約は結ばない)
- ・就労移行支援
(企業への就労を希望する人へ一定期間、必要な訓練を行うとともに、就労に向けての支援を行う)
期間：2年

地域活動支援センター

地域活動ホーム 等

就労

一般企業
特例子会社 等
障害者の雇用を目的に、企業が設立する子会社。

(生活の場)

<p>入所施設</p>	<p>障害のある方に対し、主として夜間において、入浴、排泄または食事の介助その他の日常生活上の支援を行います。一施設の定員は 50 名～100 名くらいです。 【対象者】 入所の対象となるのは、次の(1)(2)に該当する方です。 (1)昼間に「生活介護」を利用する方(障害支援区分が区分4以上(50 歳以上の場合は区分3以上)である必要があります。) (2)昼間に「自立訓練」又は「就労移行支援」を利用する方であって、入所しながら訓練を実施することが必要かつ効果的と認められる方、又は地域におけるサービスの提供体制その他やむを得ない事情により通所によって訓練等を受けることが困難な方。</p>
<p>グループホーム</p>	<p>障害のある方が世話人の支援を受けながら、地域のアパートやマンション、一戸建て等で共同生活をする場です。定員は原則 10 名以下。主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介助、その他の日常生活上の援助が受けられます。 【対象者】 障害支援区分1以上の方。</p>
<p>通勤寮</p>	<p>就労している知的障害者の方に対し、居室その他の設備の利用とともに、独立自活に必要な助言及び指導を行う生活の場です。定員は 20 名程度、2～3年で退寮し、グループホーム等別の場所での生活に移行していきます。</p>

(受けられる支援)

<p>ホームヘルパー</p>	<p>ヘルパーが日常生活を営むのに支障のある方の家庭を訪ね、様々なサービスを提供します。 1.身体介護に関すること 食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体の清拭・洗髪、通院等の介助 2.家事に関すること 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他の家事 3.相談・助言に関すること 【対象者】 障害支援区分1以上の方</p>
<p>自立生活アシスタント (横浜市のみ)</p>	<p>地域のアパート、グループホーム等において単身や夫婦で生活している障害者の方を対象とし、日常の生活に関する支援・助言、職業生活に関する支援・助言を行います。(横浜市のみが行っている事業です)</p>